

会局総第86号  
令和6年2月7日

奈良県公契約審議会  
会長 山崎 靖子 様

奈良県知事 山下 真



奈良県公契約条例に係る運用方針等について（諮問）

標記について、奈良県公契約条例第18条の規定により、下記について審議願います。

記

社会的な価値の勘案基準の改正について

# 障害者雇用促進に向けた「社会的な価値の勘案基準」の改正について(案)

## 現状等

- ・ 公契約条例においては、障害者雇用促進のため「障害者の実雇用率」により社会的な価値の評価を行っている。  
(現基準) ・法定雇用率 (2.3%) を遵守している場合に評価 (加点)  
・県加点基準 (3.5% <法定雇用率の1.5倍>) を満たしている場合に上乘せ評価 (加点)
- ・ 令和6年4月、法定雇用率が2.5%に引き上げられる予定である。

## 法定雇用率及び県加点基準等

法定雇用率	法定事業者の基準 (従業員数)	県加点基準	県加点基準の考え方
2.0%	50人以上	3.0%	○法定雇用率の1.5倍 3.0% ○県内企業の上位15%の実雇用率 3.0%
2.2%	45.5人以上	3.3%	○法定雇用率の1.5倍 3.3% ※新基準は、H30.7.18より適用
2.3%	43.5人以上	3.5%	○法定雇用率の1.5倍 3.5% ※新基準は、R3.7.16より適用
<b>2.5%</b> (R6.4.1~)	40.0人以上	<b>3.8% (案)</b>	<b>○法定雇用率の1.5倍 3.8%</b> ※新基準は、R6.7.16より適用 (予定)

## 新たな基準の考え方 (案)

県内において、障害者雇用が広まっているが、まだまだ障害者に就業希望者がおられることから、**障害者の法定雇用率の引き上げに伴い、県加点基準についても、「障害者の実雇用率3.8%」(法定雇用率の1.5倍)に引き上げを行う。**

<参考>

- ・ 県加点基準は、小数点以下二位を切り上げにより設定
- ・ 条例制定時と同様に、実雇用率上位15%を基準とすれば、4.2%となり、現在の県加点基準3.5%からは大きく上昇する。
- ・ 法定雇用率の改正に伴い、法定事業者の基準も従業員数40.0人以上となり、障害者雇用が求められる事業者の範囲が広がることを配慮。

# 障害者雇用促進に向けた「社会的な価値の勘案基準」の改正について(案)

## 改正案

評価項目	評価内容	評価基準	配点
障害者の雇用及びその促進に向けた取組の状況	雇用人数 ・法定事業者（常用雇用労働者数 <b>40.0人</b> 以上）の場合、労働者数×法定雇用率（小数点以下切り捨て）との比較	雇用率が <b>3.8%</b> 以上 ・障害者雇用状況報告書⑬欄が <b>3.8%</b> 以上の場合	2%
		不足人数なし ・障害者雇用状況報告書⑭欄が0の場合	1%
		不足人数あり ・障害者雇用状況報告書⑭欄に数値がある場合（0.5人も含む）	0
	・その他の事業者（常用雇用労働者数 <b>40.0人</b> 未満）の場合、障害者雇用の有無	障害者の雇用あり	2%
		障害者の雇用なし	0%

## 現行

評価項目	評価内容	評価基準	配点
障害者の雇用及びその促進に向けた取組の状況	雇用人数 ・法定事業者（常用雇用労働者数 <b>43.5人</b> 以上）の場合、労働者数×法定雇用率（小数点以下切り捨て）との比較	雇用率が <b>3.5%</b> 以上 ・障害者雇用状況報告書⑬欄が <b>3.5%</b> 以上の場合	2%
		不足人数なし ・障害者雇用状況報告書⑭欄が0の場合	1%
		不足人数あり ・障害者雇用状況報告書⑭欄に数値がある場合（0.5人も含む）	0
	・その他の事業者（常用雇用労働者数 <b>43.5人</b> 未満）の場合、障害者雇用の有無	障害者の雇用あり	2%
		障害者の雇用なし	0%

※改正箇所を抜粋

# 「奈良県公契約条例における社会的な価値の勘案基準」改正案

## 奈良県公契約条例における社会的な価値の勘案基準

### I 評価の方法等

#### 1 加点点評価

評価項目		評価内容	評価基準	配点	最高得点	確認に要する書類
適正な労働条件の確保、労働環境の整備、労働条件の改善 その他の労働条件の確保、労働環境の整備、労働条件の改善	1 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の有無	登録の有無	登録あり ・入札公告日又は募集開始日の前日までに登録のある場合	2%	2%	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録証書の写し (3年毎更新)
			登録なし	0		
	2 女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組の状況	① なら女性活躍推進倶楽部登録の有無 (1、2-②及び2-③に該当する場合、重複しての加算はありません)  ② えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんのいずれかの認定の有無 (1の登録において、申請時の取組内容(※1)が女性活躍、仕事と子育ての両立に係るもののみである場合は、重複しての加算はありません)  ③ 女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定の有無(※2) (1の登録において、申請時の取組内容(※1)が本評価内容に係るもののみである場合、及び2-②に該当する場合、重複しての加算はありません)	登録あり ・入札公告日又は募集開始日の前日までに登録のある場合	1%	2%	なら女性活躍推進倶楽部会員登録証書の写し (3年毎更新)
			登録なし	0		
			認定あり ・入札公告日又は募集開始日の前日までに認定のある場合	2%		
			認定なし	0		
			策定あり ・入札公告日又は募集開始日の前日までに策定のある場合	1%		
			策定なし	0		
	3 障害者の雇用及びその促進に向けた取組の状況	① 雇用人数 法定事業者(常用雇用労働者数400人以上)の場合、労働者数×法定雇用率(小数点以下切り捨て)との比較  ② 障害者職場実習の受入実績の有無(※3)  ③ 障害者就労施設等(※4)への物品調達、業務委託等の発注実績の有無	雇用率が3.8%以上 ・障害者雇用状況報告書⑬欄が3.8%以上の場合	2%	2%	障害者雇用状況報告書直近報告分の写し (毎年6月1日現在の状況を労働局に報告)
			不足人数なし ・障害者雇用状況報告書⑬欄が0の場合	1%		
不足人数あり ・障害者雇用状況報告書⑬欄に数値がある場合(0.5人も含む)			0			
障害者の雇用あり			2%			
障害者の雇用なし			0			
1回あたりの実施日数が3日以上職場実習受入実績あり ・入札公告日又は募集開始日の前日以前1年間の受入実績の有無			1%			
実績なし			0			
年額10万円以上の発注実績あり ・入札公告日又は募集開始日の前日以前1年間の発注実績の有無(契約履行中又は支払期限未到来のため支払が完了していないものを含む。)			1%			
実績なし			0			
4 保護観察対象者等の雇用の状況			① 協力雇用主登録の有無 (4-②に該当する場合、重複しての加算はありません)  ② 更生保護法第48条に規定する保護観察中の者、又は同法第85条に規定する更生緊急保護中の者の雇用の有無	登録あり ・入札公告日又は募集開始日の前日までに登録のある場合		
	登録なし	0				
	雇用あり ・入札公告日又は募集開始日の前年度4月1日から公告日前日までの間の雇用の有無	2%				
	雇用なし	0				
5 環境に配慮した事業活動の状況	ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの登録又は認証の有無	登録又は認証あり ・入札公告日又は募集開始日の前日までに登録又は認証のある場合	2%	2%	登録証又は認証書の写し (2年又は3年毎更新)	
		登録又は認証なし	0			
6 人権意識の向上に係る取組の状況	自社の従業員を受講対象とする人権研修の実施の有無(※5) (当該研修において、人権問題テーマがハラスメントのみであり、かつ、1の登録において、申請時の取組内容(※1)がハラスメント対策に係るもののみである場合は、重複しての加算はありません)	実施あり ・入札公告日又は募集開始日の前日以前1年間の実施の有無	2%	2%	第5号様式及び添付書類 (第5号様式に記載する添付書類)	
		実施なし	0			
合 計 ( 最高得点 )					10%	

#### 2 減点評価

評価指標	評価内容	評価基準	配点	最高得点	確認に要する書類
公契約条例違反の有無	公契約条例違反による過料又は入札参加停止措置 ▲2%×回数(上限▲10%)	違反あり ・入札公告日又は募集開始日の前日以前3年間の違反の回数	▲2% ～▲10%	0	会計局総務課に確認
		違反なし	0		

#### 3 補足

(※1)  
・申請時の取組内容については雇用政策課に確認  
(申請時の取組内容には、労働関係法令の遵守を含まない)

(※2)  
・計画期間が満了していない行動計画に限る。  
・一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常用雇用労働者数が100人以下の事業主)を対象とする。

(※3)  
以下の場合を対象とする。  
① 特別支援学校の生徒又は障害福祉サービス事業(就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設が支援を行っている障害者を受け入れた場合  
② 障害者就業・生活支援センターが支援を行っている障害者を受け入れた場合

(※4)  
① 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第2項から第4項までに規定する施設・事業所等

ア 障害者支援施設  
イ 地域活動支援センター  
ウ 障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設  
エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により、必要な費用の助成を受けている施設(小規模作業所)  
オ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令(以下「施行令」という。)第1条第1号に規定する事業所(特例子会社)  
カ 施行令第1条第2号に規定する事業所(重度障害者多数雇用事業所)  
キ 在宅就業障害者  
ク 在宅就業支援団体

② 施設等に対して物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者

(※5)  
当該研修が人権問題テーマを取り扱った研修であることを明示しているものであって、かつ、以下の場合を対象とする。  
① 公共機関等及びその他団体が配付又は貸出を行っている資料(冊子・DVD等)を用いて自社の従業員に研修を実施した場合  
② 公共機関等及びその他団体から講師の派遣を受け自社の従業員に研修を実施した場合  
③ 公共機関等及びその他団体が実施する研修又は講座に参加し、当該研修又は講座の資料を用いて、自社の従業員に研修を実施した場合

\* 公共機関等とは、国、地方公共団体、教育委員会、公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第3号に規定する法人)とする。  
\* その他団体とは、公共機関等の定義に該当しないものであって、人権教育、人権啓発又は人権相談・支援を行っている団体であり、かつ、公共機関等から委託・後援・協力を受け又は公共機関等と協働・共催して事業を実施していることが確認できる団体とする。

<人権問題テーマの例示> ※「奈良県人権施策に関する基本計画」より  
・部落差別の解消  
・女性の人権  
・子どもの人権  
・高齢者の人権  
・障害のある人の人権  
・生活困窮にある人の人権  
・ひきこもり状態にある人の人権  
・性的マイノリティの人権  
・ハンセン病患者等の人権  
・刑を終えて出所した人の人権  
・犯罪被害者等の人権  
・アイヌの人々の人権  
・外国人の人権  
・北朝鮮当局による拉致被害者等の人権  
・インターネットによる人権侵害  
・ハラスメントに関する人権  
・災害時における人権 等

#### II 様式

別紙1・・・第1号様式 障害者雇用状況報告書  
別紙2・・・第2号様式 障害者職場実習実施に関する証明書  
別紙3・・・第3号様式 発注実績報告書  
別紙4・・・第4号様式 保護観察対象者等雇用に関する証明書  
別紙5・・・第5号様式 人権研修実施報告書